

女性が輝く東京農業特別支援事業費補助金交付要綱

制定 令和8年4月1日 8産労農振第130号

第1 趣旨

東京都は、東京都協同農業普及事業の実施に関する方針（令和8年3月制定）及び女性が輝く東京農業特別支援事業等実施要領（平成29年3月28日付28産労農振第2327号）に基づいて行う補助事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 目的

東京都では、農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を推進し、東京農業の一層の振興を図るため、女性農業者の経営参画を後押しする講座等を実施している。しかし、講座外における交流や実践の機会は必ずしも十分とはいえず、女性農業者同士のネットワークの更なる強化や、自主的な活動の拡大が課題となっている。

このため、女性農業者グループの立ち上げ期の活動等の取組に対して支援し、情報交換や共同販売などの取組を促進することで、次世代の東京農業をけん引する女性農業経営者や指導農業士等の育成を図り、農業における女性の活躍を推進することを目的とする。

第3 事業内容、補助率等

- 1 女性農業者等農業者で組織される団体（以下「事業実施主体」という。）が女性農業経営者や指導農業士等を目指すことを目的に、自主的に行う活動経費を補助する。
- 2 1に規定する活動経費のうち、補助金の交付の対象となる補助対象経費及び補助率については、別表のとおりとする。

第4 暴力団の排除

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

なお、代表者、役員、構成員等についても、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

第5 事業実施主体

事業実施主体は、以下のすべての要件を満たすものとする。

なお、これらの要件を満たす団体により構成される団体についても対象となることができる。

- （1）女性農業者等農業者が組織する法人以外の団体であること。
- （2）構成員は概ね5人以上であること。
- （3）主な構成員が都内の女性農業者であること。
- （4）結成の日から起算して2年以内の団体であること。

- (5) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
- (6) 自ら経理、監査する等の会計管理の仕組みを有すること。
- (7) 団体の本部事務所が東京都内に存在すること。
- (8) 定款又はこれに類する規約、会則等を有すること。
- (9) 政治活動、宗教活動を目的としていないこと。
- (10) 申請する事業を主催し、同活動に要する経費を負担すること。

第6 事業実施期間

事業の実施期間については、交付決定日から当該年度末までとする。

第7 補助金の交付申請

- 1 申請者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に事業の内容等について記載した実施計画書（別記様式第2号）ほか必要な書類を添え、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 申請者は、前項の規定による申請書を提出するに当たって補助金額を算定する際は、事業に要する経費から消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。
- 3 申請者が1の規定による申請書を提出するに当たっては、申請書とともに誓約書（別記様式第1号の2）を提出しなければならない。

第8 補助金の交付決定

- 1 知事は、第7の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。
- 2 知事は、前項により決定した補助金交付団体（以下「補助団体等」という。）に対し、別記様式第3号による補助金交付決定通知書をもって、速やかに補助金の交付決定を通知するものとする。
- 3 1の場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

第9 申請の取下げ及び事情変更による決定の取消し等

- 1 補助団体等は、第8の2の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、辞退届（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。
また、交付決定前に申請を取り下げるときも、補助事業辞退届を提出するものとする。
- 2 知事は、交付決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第10 補助事業の内容又は経費の配分変更等

- 1 補助団体等は、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこ

の限りでない。

(1) 事業内容の著しい変更

(2) 総事業費の3割を超える変更

- 2 知事は、前項の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。
- 3 補助団体等は、代表者等（名称、所在地、代表者名等）の変更等をしたときは、補助団体等（名称、所在地、代表者名等）変更届（別記様式第6号）を速やかに知事に提出しなければならない。

第11 事業の中止又は廃止

- 1 補助団体等が補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じて行う現場調査等により、適当と認められる場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第12 遅延等の報告

補助団体等は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（別記様式第8号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。ただし、第11の規定に該当する場合を除く。

第13 実施状況報告書の提出

- 1 補助団体等等は、補助金の交付決定のあった年度において、次の期日現在の実施状況報告書（別記様式第9号）を作成し、翌月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、期日までに補助事業を完了若しくは中止（廃止）した場合は、この限りでない。
 - (1) 6月末日現在
 - (2) 9月末日現在
 - (3) 12月末日現在
- 2 前項に定めるもののほか、知事は、特に必要と認められる書類等を補助団体等から提出させることができる。

第14 遂行命令等

- 1 知事は、補助団体等が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助団体等に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じる。
- 2 知事は、補助団体等が前項の命令に違反したときは、補助団体等に対し、当該補助事業の一時停止を命じることがある。

第15 実績報告

補助団体等は、補助事業が完了したとき又は補助事業が完了しない場合で当該事業の属する

東京都の会計年度が終了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書（別記様式第10号）に事業報告書（別記様式第11号）ほか必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。事業廃止の承認を受けた場合も同様とする。

第16 補助金の額の確定

- 1 知事は、第15の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第12号によりに通知する。
- 2 前項による交付すべき補助金の確定額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と交付決定額とのいずれか低い額とする。

第17 是正措置

- 1 知事は、第16の1の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助団体等に対し、これらに適合させるための措置を命じることができる。
- 2 第15の規定は、前項の命令により補助団体等が必要な措置をした場合について準用する。

第18 補助金の支払及び請求

- 1 知事は、第16の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払う。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。
- 2 補助団体等は、前項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、別記様式第13号による補助金請求書（概算払による場合は別記様式第14号）を知事に提出する。
- 3 補助団体等は、補助金の概算払を受けた場合において、その用件終了後速やかに、別記様式第15号を知事に提出し、補助金を精算しなければならない。

第19 決定の取消し

- 1 知事は、補助団体等が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - （2）補助金を他の用途に使用したとき。
 - （3）交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
 - （4）その他補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令又は交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は第16の規定により、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 3 1による取消しをした場合には、速やかにこの補助金の決定の取消しの内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助団体等に通知する。

第20 補助金の返還

知事は、第19の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助団体等に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じる。

第21 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第19の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、当該補助団体等は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が補助団体等に対し、補助金の返還を命じた場合において、財団がこれを納期日までに納付しなかったときは、財団は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第22 違約加算金及び延滞金の計算

- 1 第21の1の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。
- 2 第21の2の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第23 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助団体等に対し補助金の返還を命じ、補助団体等が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第24 財産処分の制限

補助団体等は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、この補助金交付要綱の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40 年大蔵省令第15 号）に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

第25 帳簿及び関係書類の整理保管

補助団体等は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿書類、その他関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

第26 職員の調査等

知事は、補助団体等に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他について、立入調査をし、又は報告を求めることができる。

第27 情報公開

情報公開の観点から、東京都は、事業完了後に、事業名、事業実施主体名、補助金額等を公表することができるものとする。

第28 その他

この要綱に定めるもののほか、この補助事業の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

事業内容	補助対象経費	補助対象としない取組等	補助率
座学研修	会場使用料・会場設備使用料・講師謝礼・教材費・交通費	1 次の取組は、補助対象としない。 (1) 国、東京都、他の地方自治体が実施する他の補助金の対象となっている取組に関する経費 (2) 事業実施主体が他の補助により実施中の事業を本事業に切り替えるものに関する経費 (3) 経営者や指導者を目指すことを目的としない取組に関する経費 (4) 団体の結成の日から起算して3年目以降の取組に関する経費 (5) 団体が自主的に行うものではない取組に関する経費 (6) 公序良俗に反する取組に関する経費 2 本事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助対象としない。	補助対象経費の2分の1以内 （補助上限額：31.25万円） ※補助金の百円未満の金額は切り捨てる。
視察研修	会場使用料・会場設備使用料・講師謝礼・教材費・交通費	(1) 事業実施主体以外の団体及び構成員の取組に係る経費 (2) 人件費 (3) 団体の会費、その他維持管理に係る経費 (4) 役員会等の定例会議に係る経費 (5) ポイント等金銭に代わるものにより支払が行われている経費 (6) 飲食費、金券や菓子等による謝礼 (7) 汎用性の高いデジタルカメラ、パソコン、軽トラック等に係る経費 (8) 電話、FAX、インターネット等の通信費 3 次の場合は、補助対象としない。 (1) 支出を確認できる書類のないもの (2) 経費の区分ができないもの（他の経費と一括で請求され、明細書等の確認ができない場合等）	
イベント開催	会場使用料・会場設備使用料・広告宣伝費・交通費	(1) 事業実施主体以外の団体及び構成員の取組に係る経費 (2) 人件費 (3) 団体の会費、その他維持管理に係る経費 (4) 役員会等の定例会議に係る経費 (5) ポイント等金銭に代わるものにより支払が行われている経費 (6) 飲食費、金券や菓子等による謝礼 (7) 汎用性の高いデジタルカメラ、パソコン、軽トラック等に係る経費 (8) 電話、FAX、インターネット等の通信費 3 次の場合は、補助対象としない。 (1) 支出を確認できる書類のないもの (2) 経費の区分ができないもの（他の経費と一括で請求され、明細書等の確認ができない場合等）	

※ 消費税については、補助対象経費に含まないものとする。